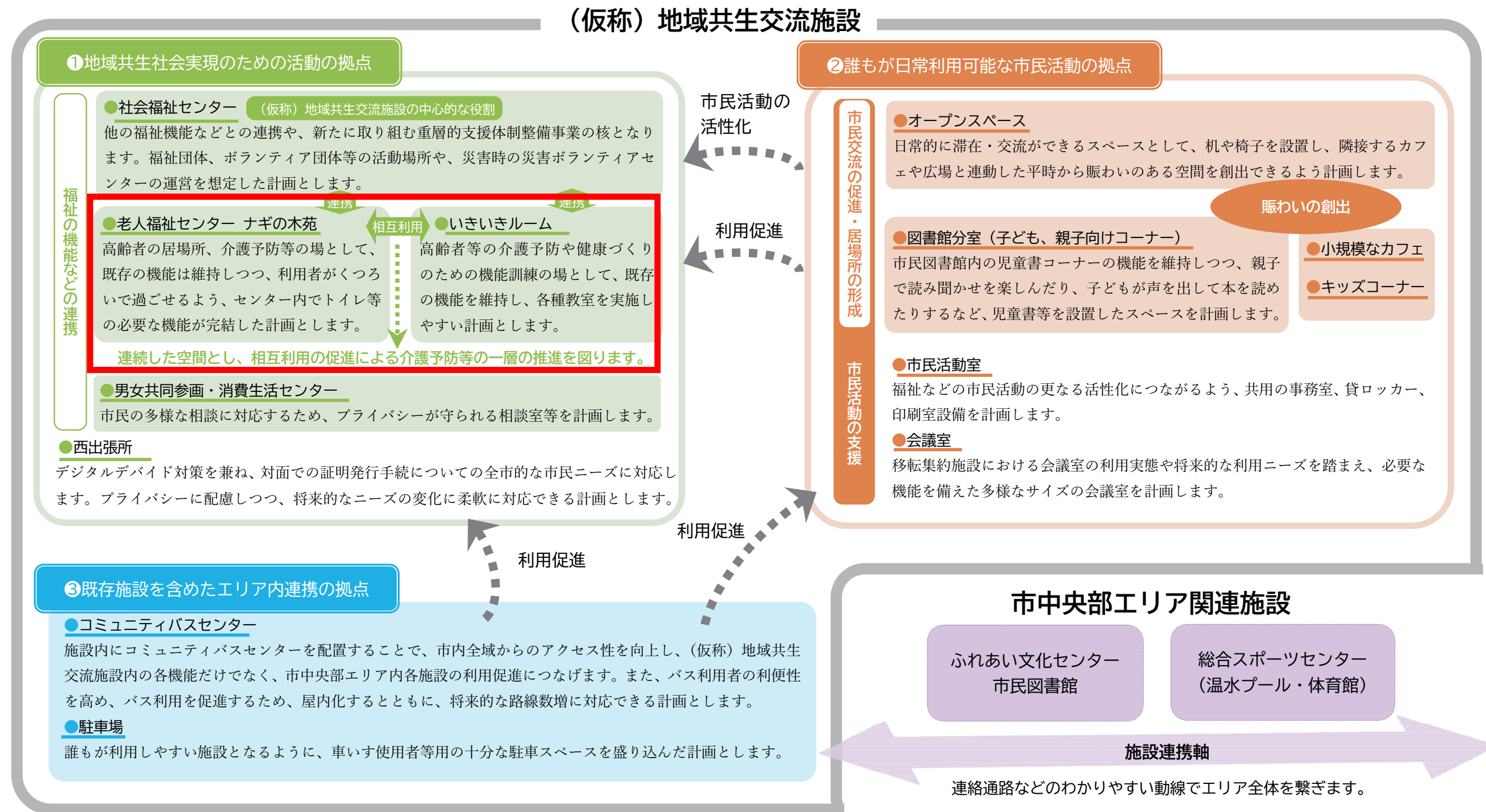


第3章 意匠計画

3-2. 施設の機能と関連性

前述のとおり（仮称）地域共生交流施設は「①地域共生社会実現のための活動の拠点」、「②誰もが日常利用可能な市民活動の拠点」、「③既存施設を含めたエリア内連携の拠点」の3つの役割をもっています。3つの拠点としての役割を果たすため、必要な機能を整備します。



第3章 意匠計画

3-4. 平面計画（地下1階）

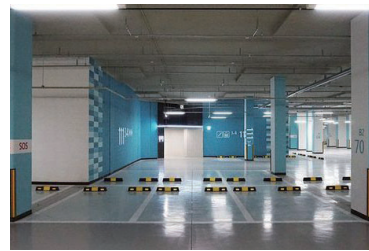
point
1

交通系機能を集約し、市中央部エリアへのアクセス性を向上

- 1 コミュニティバスセンター**：雨天時でも雨に濡れることなく乗降が可能となるよう、ピロティ化のバス乗降所を整備します。また、最大で8路線に対応できるようにし、市内全域からのアクセス性を確保します。
- 2 駐車場**：駐車場を43台程度整備します。また、誰もが利用しやすい施設とするため、車椅子使用者等駐車場の設置や、荷下ろしや送迎に利用しやすい車寄せスペースを設けます。
- 3 西出張所**：対面で各種証明発行手続きができる出張所をコミュニティバスセンターや駐車場に隣接し、アクセス性の高い地下1階のわかりやすい位置に配置します。第1駐車場等、施設外からもアクセスしやすいように出入口を計画します。
- 4 その他**：館内全てのフロアを繋ぐエレベーターと、建物中央部にわかりやすい階段動線を整備します。エレベーターは、緊急時の対応を想定して、ストレッチャーの運搬が可能なものを2台設置します。



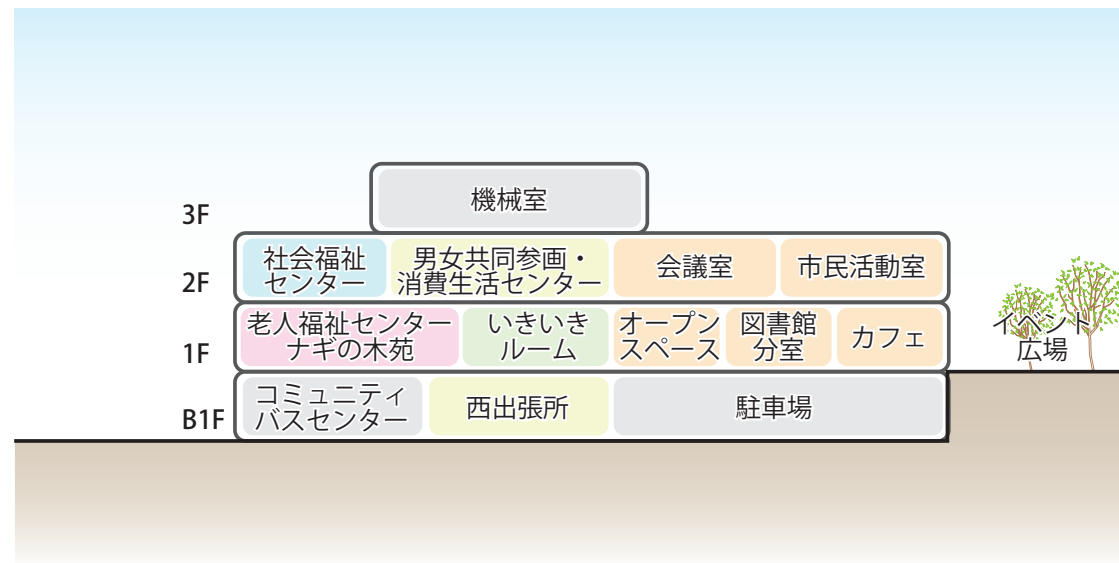
コミュニティバスセンターのイメージ



駐車場のイメージ

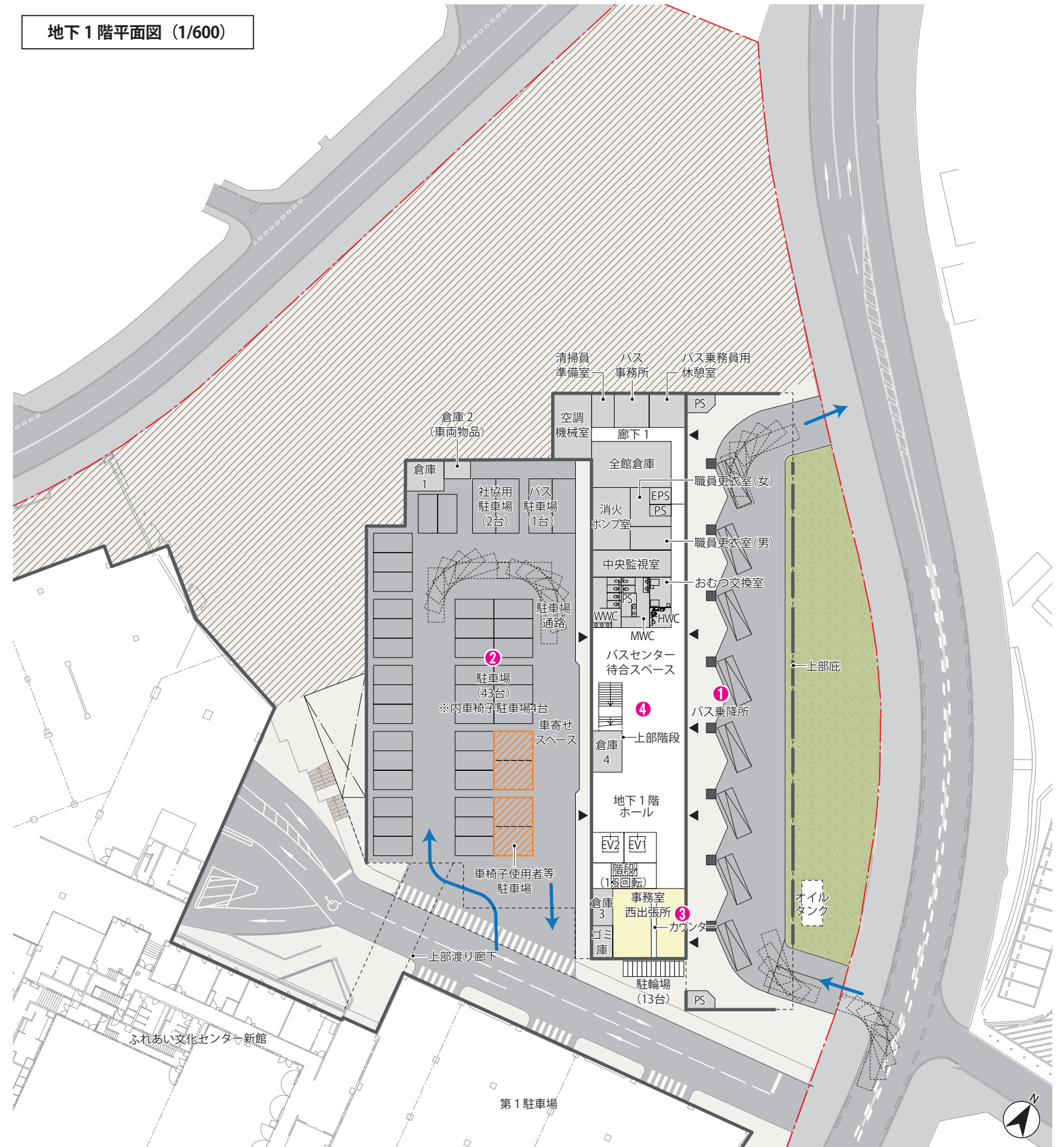


西出張所のイメージ



断面構成のイメージ

地下1階平面図 (1/600)



※現在検討中の案であり、今後変更の可能性があります。

3-4. 平面計画 (1 階)

point
1

誰もが日常的に利用できる機能を配置し、賑わいを創出

- ① オープンスペース・カフェ**：緑に親しめる広場と隣接した箇所に、誰もが日常的に利用できるオープンスペース等を整備します。オープンスペースは、机や椅子、ソファ等を配置し、隣接したカフェで購入したコーヒー等を飲みながら、交流できる空間とします。イベント時には、オープンスペースとイベント広場、ふれあい文化センターの正面玄関前広場を一体的に活用し、賑わいのある大規模な空間とすることが可能です。
- ② 図書館(分室)**：幼少期にのびのびと本に親しみ、本を好きになれる場所として、周りを気にせず子どもが声を出して本を読んだり、親子で読み聞かせができる空間を整備します。オープンスペースやキッズコーナーと隣接することで、相互利用による賑わいの創出に繋がります。



オープンスペースのイメージ



キッズコーナーのイメージ



図書館(分室)のイメージ

point
2

2つの高齢者向け施設を連続した空間に設け、介護予防を推進

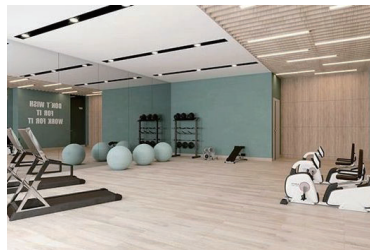
- ③ **老人福祉センターナギの木苑**：移転後も現在の活動を継続できるよう、浴場や大広間、はつらつルーム、囲碁将棋室など、必要な機能を配置します。また、移転後は周辺施設との相互利用を促進するため、スムーズに再入場が可能なシステム等の導入についても検討します。
 - ④ **いきいきルーム**：運動用器具を設置したトレーニングルーム、ルームレッスンや教室を行うスタジオを設置します。



ナギの木苑(ラウンジ) のイメージ



ナギの木苑(大広間) のイメージ



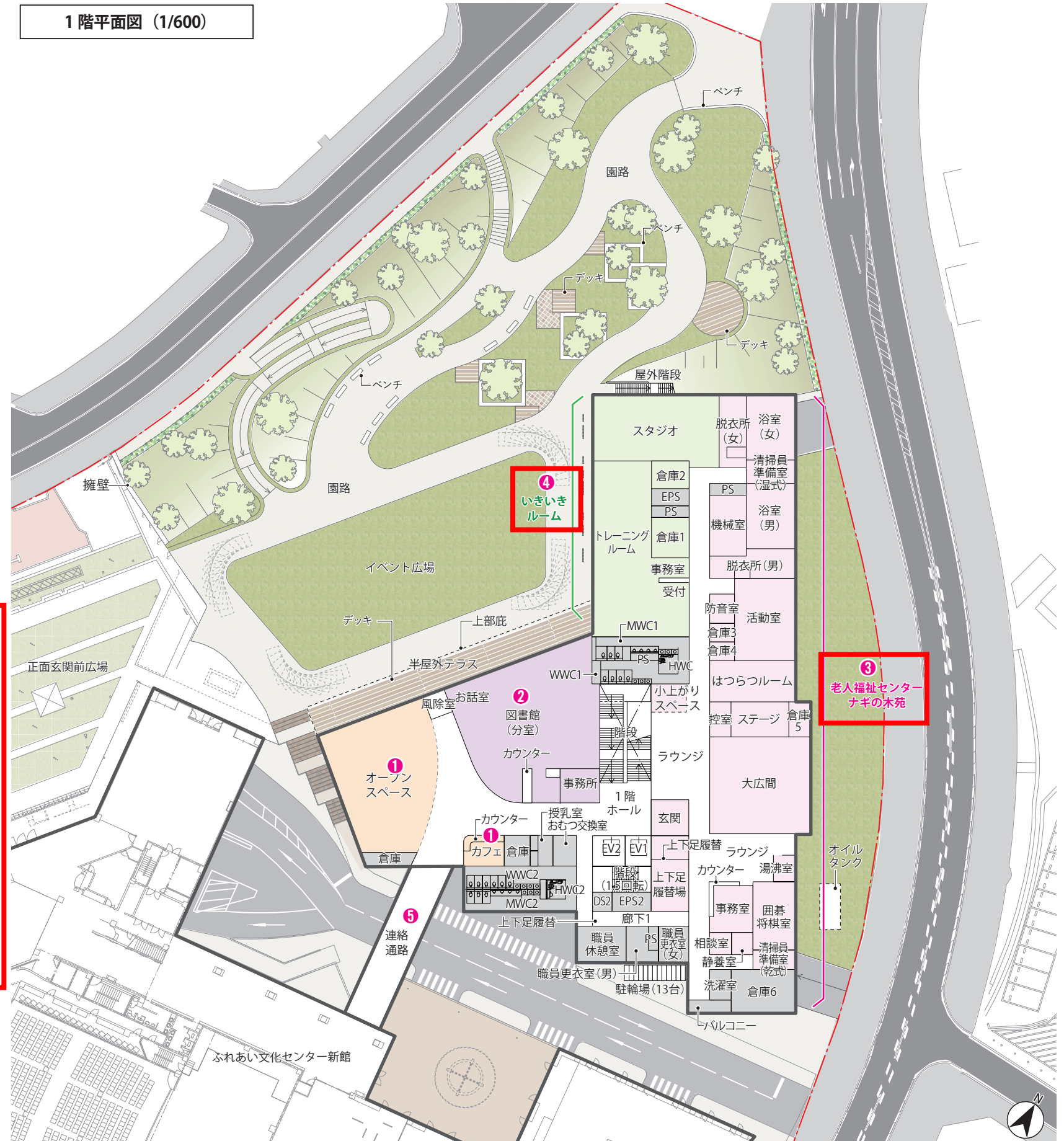
いきいきルームのイメージ

point
3

ふれあい文化センターに繋がる連絡通路の整備により、相互利用を促進

- ⑤ **連絡通路**：（仮称）地域共生交流施設にあるバスセンターから、市中央部エリア内の各施設にアクセスしやすくなるよう、ふれあい文化センター新館と繋がる連絡通路を整備します。通路は、雨天時でも行き来しやすい屋根付きのものを計画し、施設間の相互利用を促進します。

1 階平面図 (1/600)



※現在検討中の案であり、今後変更の可能性があります。

3-4. 平面計画 (2・3 階)

point
1

重層的支援体制整備事業の促進に繋がる諸室の確保

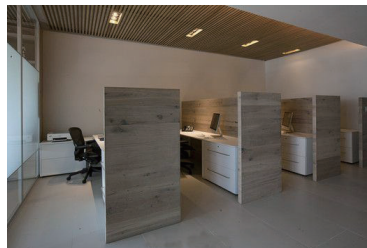
- ① 社会福祉センター：**本市が新たに取組む重層的支援体制整備事業のために、必要な機能や、プライバシーに配慮した相談室、福祉に関する活動を行う団体の事務所機能や、ボランティア活動の支援を行うボランティアセンター、ボランティアルーム等を整備します。
- ② 男女共同参画・消費生活センター：**多様な相談に対応するための相談室を整備し、プライバシーに配慮した計画とします。
- ③ 市民活動室：**市民活動のさらなる活性化を目指し、市民活動団体用の共用事務室、貸ロッカー、印刷室を設置します。



社会福祉センターのイメージ



相談室のイメージ



市民活動室のイメージ

point
2

会議室機能を市民活動室等と同フロアとし、利便性を向上

- 4 会議室機能：**利用者の様々なニーズに対応できるよう、多様なサイズの会議室を複数整備します。社会福祉センターや福祉団体、ボランティア団体の活動場所と同じ2階とすることで、利用者の利便性を向上します。



会議室のイメージ

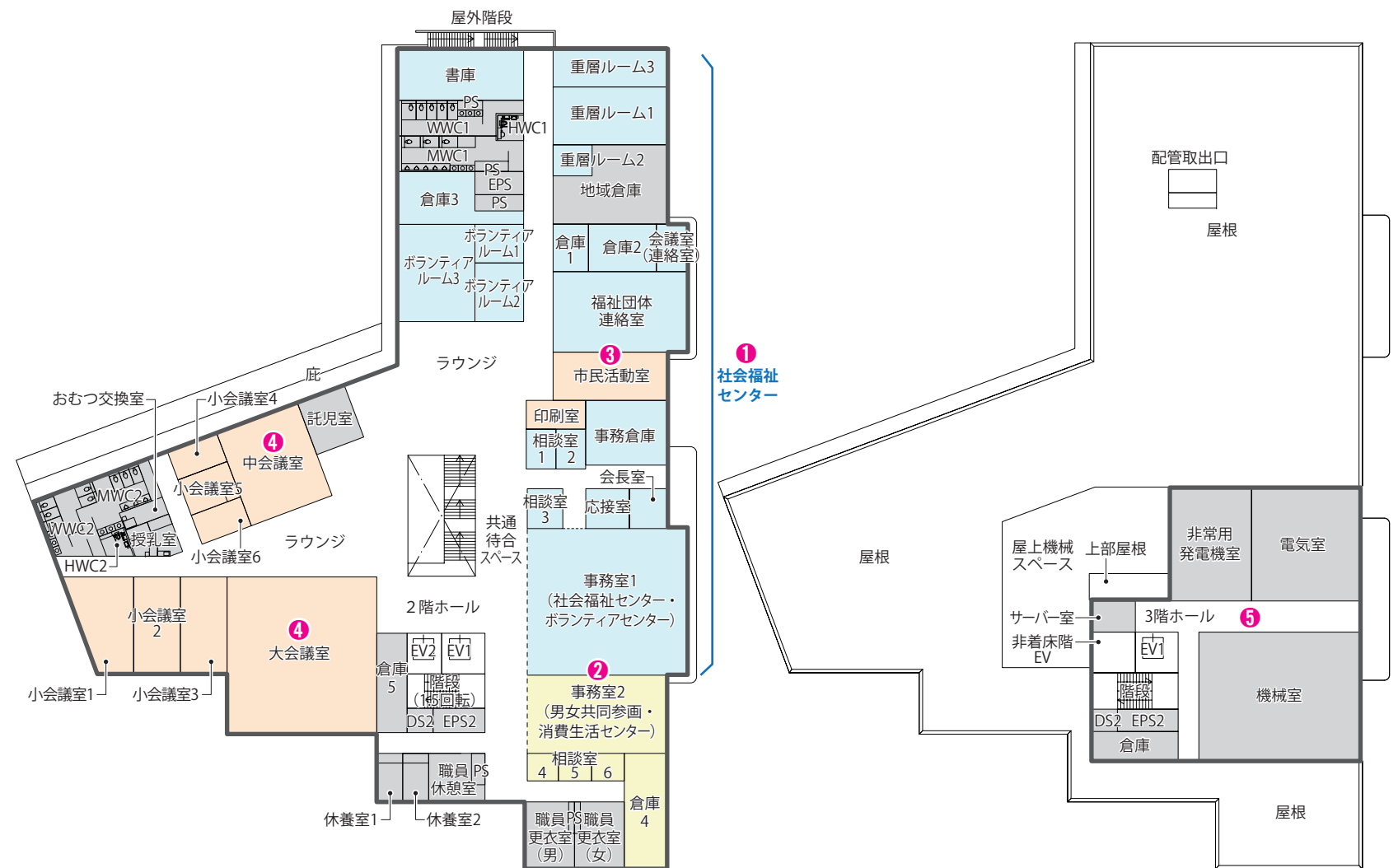
point
3

機械室等の施設管理機能を3階に集約しセキュリティを確保

- ⑤ 施設管理機能：**3 階部分に機械室等施設の管理に必要な機能を集約することで、一般利用者の立入可能区域と施設管理区域を明確に区分けし、一般利用者の安全性を確保するとともに、施設管理区域のセキュリティを確保します。

2階平面図 (1/600)

3 階平面図 (1/600)



※現在検討中の案であり、今後変更の可能性があります。